

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで  
私は、昭和55年3月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、加入当初から私の妻が納付してくれていた。申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金の被保険者資格を取得した昭和55年3月以降、60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年4月頃に払い出されており、オンライン記録では同年同月に付加保険料の申出を行っていることが確認できる上、申立人は、国民年金加入期間中の大部分の付加保険料を納付していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当初の平成5年4月及び同年5月に住民票の移動手続を行っていることが改製原戸籍の附票で確認できるところ、オンライン記録では、同年6月に不在決定され、同年5月に不在判明されている記録が確認できるが、この記録について、所轄年金事務所では、住民票が適切に移動しているのであれば、申立人が不在被保険者になる事情は考えられず、不在決定年月及び不在判明年月からしても上記不在記録には信憑<sup>びよう</sup>性が無いと回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から48年2月まで  
私の母は、私が20歳になったので国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったので申立人の母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が昭和60年8月21日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことにより同年8月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人が現在所持する年金手帳では、「初めて被保険者となった日」欄には「昭和60年4月21日」と記載されていることが確認でき、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時、就職したら会社に年金手帳を提出しなさいと母親から言われたような記憶があることから、上記手帳のほかに別の年金手帳を所持していた記憶があるとしているが、実際に年金手帳を母親から渡されたり、就職先の会社に提出したこと等については覚えていないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親からは聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで  
② 昭和50年4月から同年9月まで

私は、会社を退職後しばらくしてから現在も居住している区の区役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後の国民年金保険料は2、3か月ごとに区役所又は出張所で納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在も居住している区の区役所又は出張所で国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、当該出張所で保険料を納付することが可能となったのは昭和53年4月からであり、申立期間当時は当該出張所で保険料を納付することはできなかった。

また、申立人は、出張所でなければ区役所で定期的に保険料を納付していたと思うともしており、申立期間の保険料の納付場所に関する記憶が明確ではないほか、申立期間当時の保険料の金額に関する記憶も明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。